

# 第8次鳥取市総合計画「実施計画」

事業名	住宅・建築物耐震診断支援事業
-----	----------------

会計区分	一般会計	実施主体	市
根拠法令等	住宅・建築物耐震診断支援事業補助要綱、宅地造成等規正法		
ソフト・ハードの区分	ハード	ソフト	● 実施(補助)期間 自 H18 ～ 至 継続

担当部	都市整備部	担当課	建築指導課
担当係	建築指導係、審査係、開発指導係	内線	2733 課 No. 55050
関係課			

総合計画		基本計画の政策目標 (平成16年度→22年度)	
基本計画	章名	第2章 自然と社会が調和した環境づくりと安心でいきいきとした暮らしづくり	○建築物の耐震化診断 公共建物 50% → 100% (昭和56年以前に建設) 特定建築物 12% → 20% 木造住宅 未実施 → 10% ○建築物の耐震化率 公共建物 50% → 75% (昭和56年以前に建設) 特定建築物 5% → 10% 木造住宅 未実施 → 10%
	節名	第2節 安心でいきいきとした暮らしづくり	
	細節名	第8 災害に強いまちづくり	
	施策名	⑥既存建築物等の耐震施策の推進 該当ページ 117ページ	
夢があり誇りのもてる20万都市づくりビジョン			
事業区分	新規	継続	● 施策No. 22-08-06

【事務事業・第8次総合計画進捗管理】

事業の目的	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	備考	注意事項
	事業内容	事業内容	事業内容	事業内容		
耐震性が不十分な建物を耐震化させることで、いつ起きても不思議ではない大地震の災害から住民の生命財産を守り、住民が安心して暮らせる安全な生活基盤を確保する。  事業の概要 ・昭和56年以前の戸建て木造住宅及び木造住宅以外の建築物の耐震診断、耐震設計及び耐震改修の補助(補助率:2/3)対象事業費の上限 耐震診断 木造住宅 60千円 木造住宅以外3,000千円 耐震設計 木造住宅 200千円 木造住宅以外3,000千円 耐震改修 木造住宅 ※1,500千円 木造住宅以外※18,000千円 ※耐震改修の対象事業費は工事費の23%で上記金額を上限とする。 造成宅地の耐震化促進事業 事業の対象者(交付先) 民間	・木造住宅の耐震診断補助 ・特定建築物の耐震診断補助 ・木造住宅の耐震設計 ・木造住宅の耐震改修	・木造住宅の耐震診断補助 ・特定建築物の耐震診断補助 ・木造住宅の耐震設計補助 ・木造住宅の耐震改修補助 ・造成宅地の耐震化促進事業	・木造住宅の耐震診断補助 ・特定建築物の耐震診断補助 ・木造住宅の耐震設計補助 ・木造住宅の耐震改修補助 ・造成宅地の耐震化促進事業 ・耐震改修を伴う既存建築物のリフォーム補助	・木造住宅の耐震診断補助 ・特定建築物の耐震診断補助 ・木造住宅の耐震設計補助 ・特定建築物の耐震設計補助 ・木造住宅の耐震改修補助 ・造成宅地の耐震化促進事業 ・耐震改修を伴う既存建築物のリフォーム補助		(注1) 事業内容は、①緊急性、②地域の実情、③効果、④熟度、⑤有利財源の確保の観点により、毎年ローリング(見直し)する中で変更していくことがあります。  (注2) 事業費(財源内訳)は、社会経済情勢の推移や行財政改革の推進、中長期的な財政事情などにより、毎年ローリングする中で見直しを行い、当該年度の予算編成で精査することとなります。
	事業費(百万円)	H19決算額	H20決算額	H21決算額	H22予算額	H19~H22合計
※百万円未満の事業費は、百万円に切り上げています。	7	13	37	10	67	
財源内訳(インプット)	一般財源	3	7	18	2	30
	国庫支出金	3	4	13	4	24
	県支出金	1	2	6	4	13
	起債( )					
その他( )						